

部落解放月間を

むかえて

7月10日から8月9日までは、「部落解放月間」です。

昭和44年7月10日、「同和对策事業特別措置法」が施行されたことを記念して、県民みんなが部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和45年に制定されました。

同和对策審議会答申50年

「人権のつぼ」116号でも紹介しましたが、今年の8月11日で「同和对策審議会答申」から50年になります。

この答申は、1871（明治4）年の「解放令」、1922（大正11）年の「水平社創立」とともに、わが国の同和問題史上、画期的なものです。

答申の意義と内容

この答申は、部落差別の解消は、「国民的課題」であり、「国の責務」であると明記し、政府が「同和問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認したものです。

同和問題を「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され」もつとも深刻にして重大な社会問題である」と捉えています。そして、部落差



別は日本社会で作られ、温存されてきたことも明らかにしています。

さらに、部落差別は

- 1、客観的に存在していること
 - 2、永久に未解決なものではなく、必ず解決するが、自然になくなるものではないこと
 - 3、「心理的差別」と「実体的差別」が相互に因果関係を保っていること
- などを明らかにしています。

部落解放月間を機会に

答申によって同和行政は大きく前進しました。しかし、差別落書きや投書は後を絶たず、ヘイトスピーチやインターネット上の悪質な書き込みなど、新たな差別事象も発生しています。

県や大山町では、この「部落解放月間」に合わせて、人権セミナーや講演会などの啓発活動が行われます。同和問題を考えるよい機会です。ぜひご参加ください。

大山町みんなの人権セミナー日程

スタンプラリー実施中!

| 日 時 | 場 所 | 内 容 |
|----------------------|----------|--|
| 7月15日(水) 19時30分から | 人権交流センター | 「答申50年、差別はいま～文化遺産の取り組みから～」 講師 坂根 政代 さん（部落解放同盟鳥取県連合会女性部長） |
| | | ☆講演内容 「同和对策審議会答申」から今年で50年。この間、同和問題解決に向けた成果と現在の課題など文化遺産の取り組みを踏まえて、ご講演いただきます。 |

※日程、内容などは講師の都合により変更になることがあります。

【その他】

①小学校入学までを対象に託児を設置します。希望される場合は、開催日の4日前までにお子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進室に申し込んでください。

②手話通訳を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進室に申し込んでください。

③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です

申込み先 人権推進室（人権交流センター内）
☎ 0859-54-2286
FAX 0859-54-2413

【主催】大山町、大山町教育委員会、大山町人権・同和教育推進協議会